

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

### 2 学校等

#### (1) 公立学校

〔県立学校〕

##### 教育活動

##### 感染防止対策

・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施する。

(3月7日までは、感染リスクが高いとされている活動は行わない。)

##### 部活動

#### 【令和3年3月8日以降】

十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、公式試合( )を除き、春季休業前(県立学校は3月23日)までの間は、県内とする。また、活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

県内で活動する公式試合、練習試合、合同練習については、十分な感染防止対策を実施したうえで実施するとともに、宿泊を伴う活動は実施しない。

春季休業期間中(3月24日～4月7日)に、県外で活動する場合は、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域、実施時期、参加人数、移動方法については慎重に選定する。

#### 【部活動の取扱い】

区 分	3/8(月)～3/23(火) (春季休業前まで)		3/24(水)～4/7(水) (春季休業中)	
	県内	県外	県内	県外
練習試合・合同練習	○	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
宿泊を伴う活動(合宿等)	×	×	○	○ (緊急事態措置区域は×)
公式試合(全国大会・国民体育大会等 その予選を含む)	○	○	○	○

令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

「(第2期)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の延長について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、3月8日(月)から21日(日)まで、神戸、尼崎、西宮、芦屋市内を対象に、営業時間の短縮要請が延長されることから、下記のとおり、第2期協力金の期間を延長します。

\*「第1期協力金」の時短要請期間は、令和3年1月12日から2月7日まで、「第2期協力金」は令和3年2月8日から3月21日までです。

\*「第2期協力金」の申請開始日は令和3年4月1日からとし、申請手続きについては、追ってお知らせします。

記

1 変更内容

	現 行		追 加
対象期間	令和3年2月8日～ 2月28日 [21日間]	令和3年3月1日～ 3月7日 [7日間]	令和3年3月8日～ 3月21日 [14日間]
対象地域	県内全域		神戸市、尼崎市、 西宮市、芦屋市
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮すること	通常、 <u>午後9時以降も</u> 営業している店舗が、営業時間を午前5時から <u>午後9時まで</u> (酒類の提供は午前11時から <u>午後8時まで</u> )に短縮すること	通常、 <u>午後9時以降も</u> 営業している店舗が、営業時間を午前5時から <u>午後9時まで</u> (酒類の提供は午前11時から <u>午後8時30分まで</u> )に短縮すること
支給額	1日あたり6万円/店舗 ×時短営業日数	<u>1日あたり4万円</u> /店舗×時短営業日数	
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しません)		

協力開始日から時短要請終了日まで、定休日等を除く全ての営業日に継続して時短営業(休業含む)に協力していただいた店舗単位に支給します。(定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます)。

業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

2 その他

詳細については、ホームページをご確認下さい。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakouryokukindai2ki.html>

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の修正内容 (企画県民部、産業労働部、県土整備部関係)

### 1 企画県民部関係

- ・ 県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」(臨時的に5カ所開設)の開設期間を令和3年3月5日から令和3年3月19日に延長(20、21日は閉庁日)

#### 【開設場所】

本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎総合庁舎、姫路総合庁舎、柏原総合庁舎

- ・ 高齢者施設の従事者へのPCR検査、避難所における物資(段ボールベッド)の備蓄を含む「2月精算補正」の成立(議決:3月4日)を踏まえ、現在の「2月経済対策補正」(議決:2月17日)とあわせた『2月補正』に変更

#### 【補正予算】

2月経済対策補正 + 2月精算補正 2月補正

### 2 産業労働部関係

小学校休業等対応助成金(国制度)

- ・ 対象:小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるを得なくなった保護者に対し、有給休暇を取得させた事業主
- ・ 金額:15,000円/日(上限)  
事業主からの申請が進んでいないため、本人申請を検討中

### 3 県土整備部関係

- ・ 県立都市公園について、3月8日から当面の間、花見における飲酒の自粛を呼びかけるほか、花見関係のイベントの開催にあたっては、密にならないようソーシャルディスタンスを確保するなど感染防止対策に注意を払う。また、露店等の出店は認めない旨を追記